

#### 第4節 条里制遺構の考古地理学的考察

一町田遺跡を中心として

##### 1. はじめに

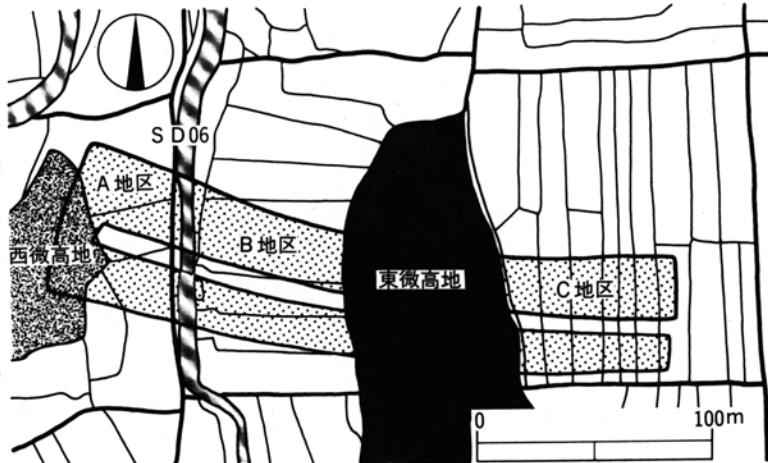
春日井市の南東、JR中央線以東の勝川・町田・松河戸遺跡は庄内川・地蔵川両水系に属する沖積地に立地する。この一帯は近年に至るまで条里制遺構が現存し、文献、歴史地理学的側面から、醍醐寺領安食荘と関連づける研究<sup>(1)</sup>がなされてきた地域である。こうしたことから、条里制遺構の形成過程の究明を調査の重要な課題の一つとしてきた。

調査は現在も継続中であるが、現水田面下に複数の水田面を検出し、最下層の条里制遺構は少なくとも15世紀代にさかのぼり得ることが明らかとなってきた。ここでは、こうした発掘調査の成果を踏え、町田遺跡を中心として、条里制遺構の検討をおこない、あわせて、それに派生する問題に関して若干言及したい。なお、歴史地理学等の研究成果の援用は必要最低限とし、主として考古学的視点からの検討にとどめておくこととする<sup>(2)</sup>。

##### 2. 条里景観の復元

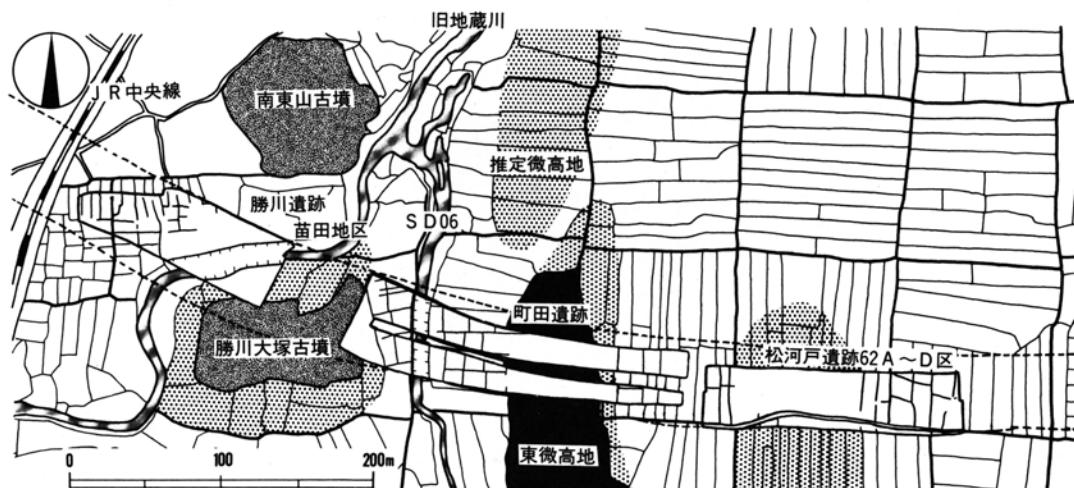
現在、町田遺跡の周辺は、かつての水田が埋め立てられて工場、住宅が密集し、往時の条里景観は跡形もない。そこで、昭和14年地籍図と発掘された水田跡を重ね合わせることにより、周辺の条里景観の復元を試みたい。

第36・37図にみられるよう



第36図 町田遺跡周辺の水田地割（昭和14年地籍図より一部改変）

に町田遺跡の周辺は、ほぼ一



第37図 水田跡と地籍図の地割

町（約109m）四方の方格地割を示し長地型の条里制遺構が展開している。町田遺跡A・B・C地区はそれぞれ大畦畔（坪界）で区切られ、坪を異にする。A地区では先述したように微高地の地形に合わせた地割がみられ、B地区においても、発掘区外の北側は用水路（S D06）に合わせた地割が認められる。また、A・B両地区の発掘され水田跡の地割と地籍図のそれとを比較すると、地割の原則は基本的に合致している<sup>(3)</sup>。ところが、C地区では両者の地割にはズレがみられ、C地区とは坪を同じくする松河戸遺跡62A～D区西端においても、同様のズレがみられる。ところで、松河戸遺跡62A～D区において南の大畦畔の大きなゆがみがみられる箇所は、調査によって微高地が存在し、最下層の水田面では水田化されていないことが判明している<sup>(4)</sup>。同様に、町田遺跡東微高地東端付近は、地籍図では水田化されているのに対し、調査された水田跡は水田化されていない。（このことは、「ある時期」に東微高地が開発され同じ坪にある町田遺跡C地区、松河戸遺跡62A～D区西端は大幅な地割換えが行なわれたことを想定させる。町田遺跡、松河戸遺跡62A～D区の知見<sup>(5)</sup>により、その時期を17世紀半ば前後に考えておきたい<sup>(6)</sup>。）

このように、15世紀代にさかのぼり得る水田跡には、水田化されていない微高地がかなり存在することは注目する必要がある。なお「地割の乱れ」によって、このような微高地は第37図に示したような範囲に存在することが推測され、最下層の水田面は水田化されていない可能性がある。

### 3. 方格地割内部の尺度

ここでは、方格地割内部の尺度について検討する。なお、畦畔の中軸線を基準とし、基本畦畔の場合は、大畦畔と基本畦畔との交点（アルファベットの大文字）間の距離、区画畦畔の場合は、基本畦畔と区画畦畔との交点（アルファベットの小文字）から大畦畔との交点までの距離を基準値とする（第38・39図）。

**A地区** まず、基本畦畔についてみていく。14頁で指摘しておいたように、「5mを中心とした単位」が基準となって畦が築かれた点に注目したい。第17表のA、C-B、D-Cの計測値は、それぞれ5.7・5.6・5.7mを示し、3歩の尺度を想定し得る（第18表）。すなわち、A地区の基本畦畔は3歩を基準とし、A・B・C・Dの計測値は、それぞれ3・6・9・12歩の尺度をあてはめることができる。

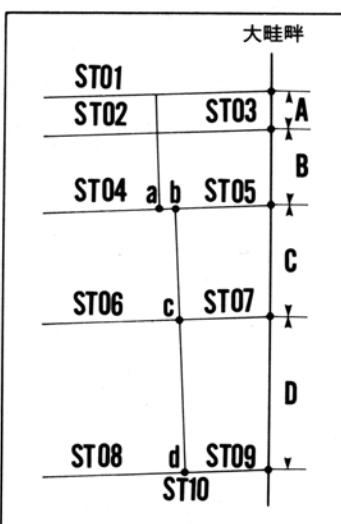
区画畦畔は第18表を参考にし、尺度をあてはめていくと、aは9歩、dは6歩にそれぞれ該当する。b・cの計測値はばらつきが認められ、尺度にあてはめることができない。このことは、ST10北畦畔を基準に区画畦畔の地割がおこなわれたと考えられ、b・cは基本的に6歩を志向したもの

と考えたい。

**B地区** まず、区画畦畔についてみていく。a・b・cは12歩、dは21歩、g・hは27歩とそれぞれ3歩の倍数には

第17表 A地区畦畔計測値

基 本 畦 畦	区画畦畔		
	計測値 (m)	差 (m)	計測値 (m)
A ( 5.7 )	B-A (4.4)	a	16.2
B 10.1	C-B 5.6	b	14.3
C 15.7	D-C 5.7	c	11.5
D 21.2		d	10.8



第38図 A地区尺度算出模式図

ば該当する（第18・19表）。d・eは18歩と21歩のはば中間の尺度（19歩3尺）、iは30歩と33歩のはば中間の尺度（31歩3尺）に該当する。

基本畦畔は、計測値が少なく、数値にもばらつきがみられる。そこで、第3表を参考に考えていく。S T12～15の計測値は7歩3尺（13.7m）、S T16～19は7歩（12.7m）、S T20～23は6歩3尺（11.8m）、S T24は6歩（10.9m）に該当し、北にいくに従がい、3尺ずつ長くなっている。第36・37図を見てわかるように、B地区の基本畦畔は地割を用水路（S D06）に合わせるため、北にいくに従がい畦畔間の幅が広がっていく。3尺ずつ長くなっていくのはそのためであり、本来は6歩を基調としたものと考えられる。

**C地区** 基本畦畔と区画畦畔の中軸線上の交点間の計測値は、Dでは6歩、Eで9歩に当てはまる。

以上のことにより、条里地割には、3歩（3歩の倍数）、1歩3尺（3歩の半数）といった尺度が基本となっていることが認められそうである。長地型の基本尺度は6歩であり、町田遺跡で認められた尺度はそれを半折する形で生じた尺度である。したがって、基本的には「条里制的尺度」が使用されたものと考えられる。ここではそうした尺度がA地区のような、一見、条里地割とは無関係に思われる地割にも貫徹され、区画畦畔においても適用されていた可能性がある。また、区画畦畔の地割は、大畦畔からの尺度を基準にしていた可能性もある。なお、このような推定のもとに算出した個々の水田跡の尺度は、第20表に示しておいた。

第18表 「3歩」を単位とした尺度

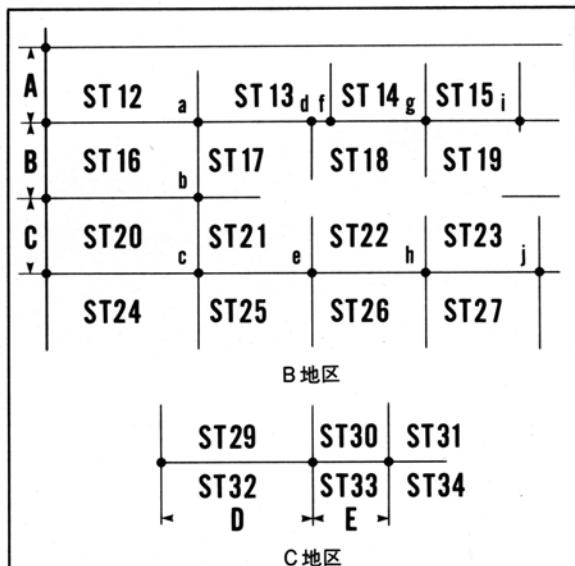
尺度	長さ(m)	尺度	長さ(m)
3歩	5.45	24歩	43.60
6歩	10.90	27歩	49.05
9歩	16.35	30歩	54.50
12歩	21.80	33歩	59.95
15歩	27.25	36歩	65.40
18歩	32.70	39歩	70.85
21歩	38.15	60歩	109.00

#### 4. 水利および条里制遺構の形成手順について

**S D06およびその水系** 東西両微高地に狭まれたA・B地区の水利関係を用水路（S D06）との関係でみていく（第41図）。A・B両地区とも微高地の緩斜面を利用し、A地区では東流、B地区では西流させ、S D06へ排出させる。したがって、S D06は排出溝の役割を果たし、下流で地蔵川へ合流されたものと考えられる<sup>(7)</sup>。水田へ水を

第19表 B・C地区畦畔計測値

基本畦畔		区画畦畔	
	計測値(m)		計測値(m)
A	(13.9)	a	21.7
B	12.7	b	21.4
C	12.3	c	21.6
D	11.0	d	35.9
E	16.6	e	34.4
		f	39.0
		g	48.2
		h	49.3
		i	56.9
		j	64.2

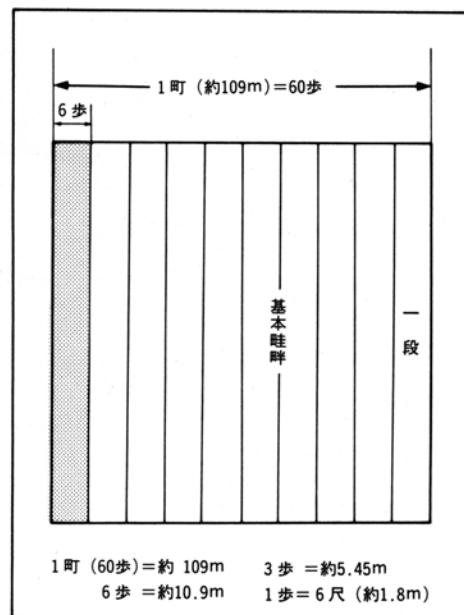


第39図 B・C地区尺度算出模式図

流入させる用水路は検出されなかったが、微高地上にあったものと推測される。なお、水口はA地区で1ヶ所、B地区では3ヶ所検出されたが、多くはオーバーフローさせて水を落としたものと考えられる。

**条里制遺構の形成手順** 町田遺跡B地区をモデルに、前節までの条里地割、尺度のあり方から、条里制遺構の形成手順を考えていくと、次のような流れを想定できる。

①大畦畔の設置、②大畦畔に沿わせ地蔵川より用水路(S D06)を設置、③用水路(S D06)に合せて基本畦畔を設置、④最後に区画畦畔の設置を行う。このことより、方格地割を基準に条里制遺構は形成されており、基本畦畔は水利関係に規制されている<sup>(8)</sup>ことが理解できる。



## 5. 条里制の施行年次をめぐる問題

松河戸町一帯の中世の条里制遺構の形成前の奈良時代に条里制に基づく「地番付」がなされていたかどうかは、今後、これらの水田跡の歴史的位置づけを考えるうえで重要な問題をはらんでくる。この問題に関しては、既に北村和宏氏が阿弥陀寺遺跡および周辺の条里制遺構を分析した結果、「『遺構の年代』即『条里制の施行年次』とは考えず、奈良時代に条里制が施行（地番付）され、それに沿った形での開墾が14、15世紀代になされ、条里制遺構（地割）が形成された」と結論づける論考が出されている<sup>(9)</sup>。さらに、松河戸遺跡においても同様の観点から、条里制に基づく「地番付」を、勝川廃寺の東西大溝掘削時期（岩崎17号窯式新相期）にさかのぼらせる可能性を論じている<sup>(10)</sup>。しかしながら、昭和62、63年度の調査では、それを裏付ける考古学的証拠は見出されていない。ここでは奈良時代に「地番付」がなされていた論拠として北村氏があげた3点の理由<sup>(11)</sup>を、町田、松河戸遺跡の条里制遺構に即して検討していきたい。

第1点の文献史料の問題。松河戸町一帯は康治二（1143）年の「尾張国安食郷内田畠等検注帳」<sup>(12)</sup>の記載により、「安食荘」の地に比定されているが、当該期の水田は未だ発見されていない<sup>(13)</sup>。この意味で、北村氏のあげた文献史料に信憑性があると仮定しても、それが阿弥陀寺遺跡の条里制遺構に即、結びつくかどうかは疑問である。

第2点の13世紀代の森南遺跡が「条里制遺構にもかかわらず微

第20表 水田跡尺度一覧表

A 地 区			
	南北	東西	面積
S T02	3歩	9歩	27歩
03	3歩	9歩	27歩
04	6歩	9歩	54歩
05	6歩	9歩	54歩
06	9歩	6歩	54歩
07	9歩	6歩	54歩
08	12歩	6歩	72歩
09	12歩	6歩	72歩
B 地 区			
S T12	7歩3尺	12歩	90歩
13	7歩3尺	9歩	67.5歩
14	7歩3尺	9歩	67.5歩
15	7歩3尺	6歩	45歩
16	7歩	12歩	84歩
17	7歩	7歩3尺	52.5歩
18	7歩	7歩3尺	52.5歩
19	7歩	10歩3尺	73.5歩
20	6歩3尺	12歩	78歩
21	6歩3尺	7歩3尺	48.75歩
22	6歩3尺	7歩3尺	48.75歩
23	6歩3尺	9歩	58.5歩
24	6歩	12歩	72歩
25	6歩	7歩3尺	45歩
26	6歩	7歩3尺	45歩
27	6歩	9歩	54歩

高地上では、地形に合わせた開発がみられ、「当該期には、開墾に際し、『条里制』のもつ規制力が失なわれていた」と考えている点。町田遺跡でも地形に合わせた開発が認められるが、その地割には「条里制的尺度」が用いられており、「条里制」のもつ規制力が失なわれたとするには疑問が残る。むしろ、地形に合わせた開発がおこなわれても、町田遺跡A地区にみられるように

その「地割尺度」には、「条里制」のもつ規制力は貫徹され

ているのである。よって阿弥陀寺遺跡と森南遺跡の差異は立地上の違いである可能性が高いと考えられる<sup>(14)</sup>。

第3点の古代寺院と条里制遺構との関連の問題。「勝川廃寺」の地割と松河戸遺跡の条里地割とが関連する可能性が高いとしても、松河戸遺跡を安食荘との関連でみると、安食荘の地割基準<sup>(15)</sup>と、「勝川廃寺」の地割との関係を立証する必要がある。阿弥陀寺遺跡にしても然りである。

以上の点から、奈良時代の「地番付」については、可能性はあるにしても、現状では否定的にならざるを得ない<sup>(16)</sup>。むしろ、「条里地割に基づく中世の水田跡」と考えた方が、より妥当なものと思われる。中世期の五条川水系の動向を考えるならば<sup>(17)</sup>、町田遺跡の「計画的な水田跡」は庄内川水系における「中世後半期の開発」として位置づけられよう。

小稿を作製するにあたり、神谷友和、赤塚次郎両氏には種々の御教示をいただいた。また、条里制関係の文献は北村和宏氏より提供していただいた。末筆ながら厚くお礼申し上げます。

(註)

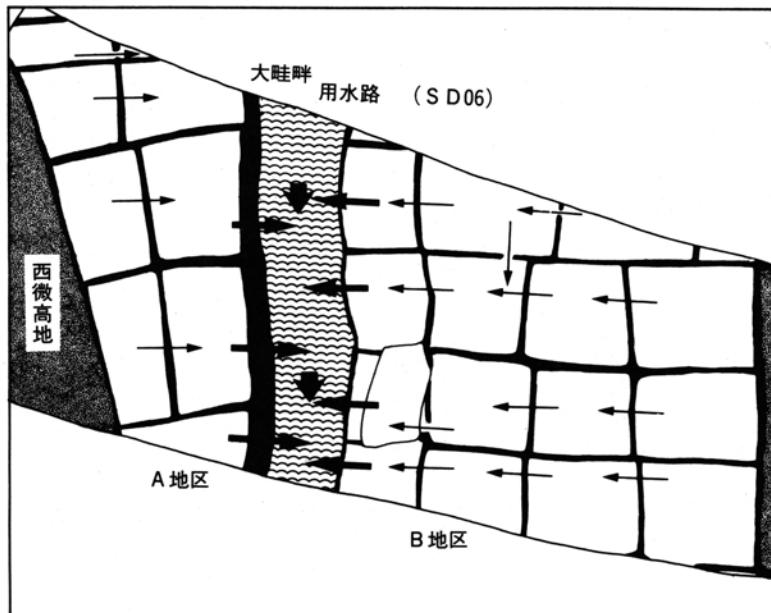
(1) 「安食荘」は康治二(1143)年の醍醐寺文書の記載を初出とする。名古屋市北区、春日井市西南部、西春日井郡東南辺りの一帯の地域が想定されており、現地比定についての主な文献は次のものがある。

水野時二『条里制の歴史地理学的研究』大明堂 1971、金田章裕「条里地割内部とその縁辺の土地利用『条里と村落の歴史地理学的研究』古今書院 1985 282~306頁、弥永貞三・須磨千穂「醍醐寺領尾張国安食荘について一新発見の相論絵図をめぐってー」『研究紀要』第5号 醍醐寺文化財研究所 1983。

(2) 分析の視点は、次の文献を参考にした。

桑原公徳・金田章裕・伊達宗泰他『講座 考古地理学』4学生社 1985。

なお、文献等を援用して勝川遺跡の条里制遺構に検討を加えた論考に次のものがある。



第41図 A・B地区水利模式図

- (3) 勝川遺跡57 I 区においても同様の指摘がある(註(2)遠藤・永金論文 134~135頁)。なお、昭和63年度発掘調査した松河戸遺跡は現水田の地割と直接比較ができ、発掘された水田跡の地割とほぼ重なることが確認されている(「松河戸遺跡」『年報 昭和63年度』助愛知県埋蔵文化財センター 1989)。
- (4) 北村和宏「松河戸遺跡」『年報 昭和62年度』助愛知県埋蔵文化財センター 1988 62頁
- (5) 註(4)文献に同じ。
- (6) 「尾張徇行記」によると春日井市域の新田開発の最盛期は寛文年間(1661~1672)にあるという(安藤慶一郎「新田開発」『春日井市史』春日井市教育委員会 1963 195~208頁)。
- (7) 町田遺跡の東側高地南端付近で、弥永氏が用水系路の調査をしており、SD06に該当する用水路は排水溝の役割を果たし、地蔵川へ合流させていたことが確認されている(弥永貞三「半折考」『日本古代社会経済史研究』岩波書店 1980 196頁の図V 3 および203頁の注(30))。
- (8) 町田遺跡A・B両地区の基本畦畔は、SD06を中心とした水利に合わせて、東西方向に主軸をもつ。
- (9) 北村(旧姓浅井)和宏「尾張国の『条里制』小考—阿弥陀寺遺跡の調査から」『年報 昭和60年度』助愛知県埋蔵文化財センター 1986 104頁
- (10) 註(4)文献 64頁
- (11) 註(9)文献 103~105頁
- (12) 『大日本古文書』家わけ第19 醍醐寺文書之三561号、『平安遺文』6卷2517号
- (13) ただし、安食荘の現地比定と関連づけることが可能な「加知」と墨書のある須恵器の杯身が微高地より出土している(註(4)文献 64頁)。
- (14) 北村氏の作製した第3図を見ると、阿弥陀寺遺跡、森南遺跡はともに連続する条里制遺構であり(註(9)文献 99頁)、両遺跡の差異を時期差、地番付の有無に結びつけること自体、不自然と思われる。なお、同じ甚目寺町内に所在する大渕遺跡では、平安時代の建物群を否定する形で13世紀代に方格地割が設定されている(池本正明「大渕遺跡に見る中世集落の一形態」『年報 昭和60年度』助愛知県埋蔵文化財センター 1986 85~88頁)。
- (15) 註(1)文献では、おおむね、名古屋市北区の庄内川、矢田川合流点付近を条里プランの基準に考えている。
- (16) 奈良盆地の条里制遺構を分析した伊達氏は、条里地割を奈良時代にさかのぼらせることに対しては慎重な態度をとっている(伊達宗泰「低平地の開発についての問題点—奈良盆地中央部の場合—」『高地性集落と倭国大乱』小野忠熙博士退官記念出版事業会 1984 67~84頁)。
- また、同じ奈良盆地の水田を検討した伊藤氏は「大和盆地全体に整然とした条里地割が現われるのは、中世も終頃であり」、「用水確保ができた地域に、次第次第に条里地割にあった水田が拡ってきた」という見解を示している(伊藤勇輔「考古学的アプローチによる大和盆地の水田の様相」『考古学と技術』同志社大学考古学シリーズ刊行会 1988 343頁)。
- (17) 赤塚次郎「湿原の再開発」『土田遺跡』助愛知県埋蔵文化財センター 1987 109頁